○上尾伊奈資源循環組合監査委員に関する条例

令和５年４月１日条例第６号

上尾伊奈資源循環組合監査委員に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９２条において準用する第１９６条第１項ただし書の規定に基づき議員のうちから監査委員を選任しないことを定めるとともに、法第２９２条において準用する法第２０２条の規定に基づき監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員のうちから選任する監査委員）

第２条　監査委員は、議員のうちから選任しない。

（代表監査委員）

第３条　法第１９９条の３に規定する代表監査委員は、監査委員の互選によって定める。

（定期監査）

第４条　法第１９９条第４項の規定による監査を行うときは、その都度期日を指定し、その期日の１０日前までにその旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

（行政監査、随時監査、補助団体等の監査及び公金の収納等の監査）

第５条　法第１９９条第２項及び第５項の規定による監査並びに同条第７項及び法第２３５条の２第２項の規定による監査（管理者の要求に係るものを除く。）を行うときは、あらかじめその期日の１０日前までに、その旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

（請求又は要求による監査）

第６条　法第７５条第１項、第９８条第２項、第１９９条第６項及び第７項、第２３５条の２第２項並びに第２４３条の２の８第３項の規定による監査の請求又は要求があるときは、７日以内に監査に着手しなければならない。

２　法第７５条第３項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第９８条第２項の規定による監査の結果に関する報告、法第１９９条第９項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第２３５条の２第３項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関

するものに限る。）並びに法第２４３条の２の８第３項の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から６０日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（例月現金出納検査）

第７条　法第２３５条の２第１項の規定による例月現金出納検査日は、毎月末日とする。ただし、その日が組合の休日に当たるときその他やむを得ない理由のあるときは、これを繰り上げ、又は繰り下げることができる。

（決算、証書類等の審査）

第８条　法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定により審査に付されたときは、意見を付けて管理者に回付しなければならない。

（公表）

第９条　監査に関する公表は、上尾伊奈資源循環組合公告式条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２号）第２条第２項各号に掲げる掲示場に掲示して行う。

（委任）

第１０条　この条例に規定するもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日条例第１号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）の施行の日（令和６年４月１日）から施行する。